

電力業界の取組のレビューの 視点について

早稲田大学法学部教授
大塚 直

1. 総論：パリ協定と火力発電所の新増設

○パリ協定により、2°C目標に向かって累積排出量の可能な限りの低減が求められる—現在の世界の排出量を続けると**排出可能な累積量はあと30年分程度**

⇒0.37kg-CO₂/kWhからの後退はあり得ず、また、2030年だけ目標を達成すればよいものではない—2050年80%削減の達成を目指すべきである。

⇒レビューも、低炭素電源の導入を加速し、最も排出係数が高い石炭火力の着実な低減を進める観点で実施すべきである。気候変動のリスクをコストに織り込んだ投資判断を促す必要。

2 小売電気事業者の排出係数・電源構成の開示の状況

○直近の排出係数は低減しているが、その要因は何か。その低減要因が2030年まで続き、目標が達成される蓋然性はあるか。目標達成に向けた道筋は明らかになっているか。

3. 電力業界の自主的枠組みの実効性

- 「電気事業低炭素社会協議会」は、実効性確保の観点から、電気事業者を十分にカバーした組織になっているか。会員数は小売事業者数の8分の1にとどまる。

← 幅広い事業者の参加を確保し、フリーライダー（枠組に参加しないで電気事業を営む事業者）を出さないことが必要である。そのため、事業者にとっての枠組み参加のインセンティブを付与したり、参加しない場合の何らかのサンクションを設けたりする必要があるのではないか。

- 0.37kg-CO₂/kWhという目標を業界全体で達成する実効性を確保するためには、協議会会員間の**必要な取組量の分担等の調整プロセス**を要するのではないか。
- 協議会を通じた個社ごとの取組の深掘りはどうなっているか

4 省エネ法・供給高度化法目標の達成の見込み

- 省エネ法のベンチマーク指標と供給高度化法の非化石電源44%は共同達成が認められるが、達成できない事業者が、**共同達成の相手方**として目標を大きくクリアした事業者を確保できる見込みはあるか。
- 供給高度化法の非化石電源44%の目標は、原発の再稼働の見込みが不透明な中で、目標達成の可否は極めて不透明
- しかしながら、CO2目標の達成のためには、この目標の堅持は不可欠であり、**再エネの深掘りの必要性**を認識して、今から対応していく必要がある
- ⇒**システムの増強・運用合理化や再エネのコスト低減**に、今からしっかりと取り組む必要

- 石炭火力発電の新增設を計画している発電事業者は、LNGの効率性向上により、省エネ法の発電効率44.3%をクリアするとしても、石炭とLNGを同等程度活用することを前提とする**エネルギーミックス**を達成できる見込みはあるか。—それによってCO2も増えることになるが、これは発電効率で基準を決めていること自体の限界を示しているのではないか【CO2目標が必要】

- 環境影響評価対象の発電事業者には、省エネ法ベンチマーク指標の取組状況やさらなる取組内容を公表することが求められているが、公表状況はどうか。

5 今後検討が必要と考えられる点— 国へのお願い

○ **副生ガス等** (高炉ガス、転炉ガス、コークス炉ガス、黒液、汚泥、廃油等) は、省エネ法の算定上、エネルギー消費から控除される。この仕組みによって、省エネ法のベンチマーク指標が達成されても、CO2目標が未達成になるおそれがあるが、この点についてはどう対応するか。

○ **自家発自家消費** は、電力業界の自主的枠組みの範疇に入らないが、国の目標には含まれている。今後、自家発自家消費の拡大によってCO2目標が未達となるおそれがあるが、現状ではCO2排出原単位が不明であり、実態把握も十分できていない問題がある。

○石炭火力へのCCSの導入、早期のCCS Readyの導入—平成25年4月の局長級とりまとめでは、国は、2020年ごろのCCSの商用化を目指したCCS等の技術開発の加速化、2030年までの石炭火力へのCCS導入の検討、早期のCCS Readyの導入の検討を行うことにしている。

○発電所からのCO₂の排出について環境影響評価手続における環境大臣意見の活用^の継続。

○小売事業者による電源構成の開示の義務付けの必要—消費者に電源を選択させることにより社会全体を脱炭素化していくソフトな手法(情報的手法)であるし、電力の自由化とは、需要家による電源選択の自由化でもあるのではないか。

○非化石価値取引市場について

—供給高度化法の44%の目標を達成する方法として期待される。定量的中間目標(供給高度化法判断基準。平成28年3月改正)をぜひ作ってほしい。

—電気価値と分離して非化石価値にどの程度の価格が付くと想定されているのか、この市場は再生可能エネルギー—特措法の賦課金の減額を目的の一つにしているが、取引コストを考慮すると、その目的は達せられるか。価格が付くためにも、定量的中間目標は重要。

—電源構成の開示の義務付けは、これとは別に必要。

★発電事業者は省エネ法、小売事業者は供給高度化法の対象となっているが(自主的枠組みは基本的に後者のみ)、これらの制度をどう連携させればより実効的に目標達成に向けた取り組みを進められるか

★2050年の80%削減という目標とも整合する必要

★国内の事業者等からJクレジット等のクレジットを調達する可能性

★自主的枠組みが成功しなかった場合の施策の検討をあらかじめ行っておくべきではないか。